

## 5-4. 復興計画と計画的まちづくり

### 1. 復旧・復興対策の推進体制

#### 01. 8月10日、北海道は被災地復興に向けた新組織として、総合企画部有珠山火山活動災害復興対策室を立ち上げた。

道は10日付で、有珠山噴火の被災地復興に向けた新組織として、総合企画部有珠山火山活動災害復興対策室を立ち上げた。併せて胆振支庁経済部林務課治山事業係を分けて2係体制に拡充、強化した。

5月に総務部総合防災対策室防災消防課に応急の復旧対策を担当する課長職の参事以下4人を配置した。今回の新組織は、火山活動が一段落したため、虻田町など周辺市町村の復興に向けた地域産業振興や基盤整備、都市計画づくりを進める狙いで体制整備を図った。

新組織は総合企画部に新設する。室長は地域振興室長が兼務し、防災消防課で応急の復旧対策を担当した職員を合わせて参事3人、課長補佐職の主幹3人など計13人の体制。うち参事と主幹の各1人を含む4人は防災消防課と兼務し、将来の防災対策づくりを進める。『有珠山 - 平成噴火とその記録 - 』室蘭民報社(2000/12),p.282]

#### 02. 関係機関が噴火後の復興に向けて推進体制を設置した。

[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.121]によれば、関係機関が噴火後に復興に向けて設置した組織、推進体制は次のとおりである。

国・道・市町の推進体制

##### 【国の復興推進体制】

平成13年6月28日 有珠山噴火災害復旧・復興対策会議を設置

平成13年9月3日 有珠山噴火災害復旧・復興対策会議幹事会を設置

##### 【北海道の復興推進体制】

平成12年5月19日 総務部総合防災対策室防災消防課に復興対策担当部門を設置胆振支庁地域政策部地域政策課に防災担当主幹を設置

平成12年5月25日 胆振支庁西胆振地区農業改良普及センターの体制強化

平成12年6月5日 建設部砂防災害課到有珠山対策部門を設置室蘭土木現業所事業部治水課及び洞爺出張所に主幹を設置

平成12年6月22日 有珠山周辺市町企画操長会議を設置

平成12年8月10日 総合企画部に有珠山火山活動災害復興対策室を設置〔建設部から虻田町に職員を派遣〕胆振支庁経済部林務課治山事業係を増員、体制強化

平成12年9月14日 有珠山噴火災害復興対策委員会を設置〔同委員会にプロジェクトチームを設置〕

平成12年9月16日 室蘭土木現業所洞爺出張所に砂防係を設置

平成12年10月1日 室蘭土木現業所洞爺出張所の砂防係を増員

平成12年10月17日 有珠山噴火災害復興対策委員会プロジェクトチーム構成委員を指名

平成12年11月1日 室蘭土木現業所洞爺出張所の砂防係を増員

【市町の復興推進体制】

平成12年6月1日 虻田町が有珠山噴火災害復興対策室を設置

平成12年8月1日 虻田町有珠山噴火災害復興対策室を増員

平成13年4月1日 虻田町有珠山噴火災害復興対策室を増員、体制強化壮瞥町が企画調整課に災害復興係を設置

平成14年4月1日 伊達市が2000年有珠山噴火伊達市防災まちづくり推進本部を設置  
虻田町が虻田町有珠山噴火災害復興委員会を設置

壮瞥町が平成12年有珠山噴火災害壮瞥町復興本部を設置

## 2. 災害復興計画

### 01. 2000年12月に「2000年有珠山噴火災害復興方針」が策定された。

復興に当たっては、噴火による被害の回復と土石流や泥流による二次災害の防止を図るとともに、将来の噴火による被害をできるだけ少なくするために、有珠山周辺地域における防災マップに基づく危険度に応じた土地利用区分を定めるなど、効果的、効率的に諸施策を推進する必要がある。また、噴火を乗り越え、「安心して暮らせる活力に満ちたまちづくり」を進めるために、具体的な復興計画の立案に先立ち、地域の現状などを整理し、有珠山周辺地域の復旧・復興に向けた基本的な方向性を明らかにした。[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.131]

詳細内容は[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.131-133]に記掲載。

区分	今回の噴火等に対して防災対策を講じる区域			将来に噴火等に対して 防災対策を講じる区域
	Aゾーン	Xゾーン	Bゾーン	Cゾーン
区域の設定	今回の噴火の火口及び火口に近接する区域で、噴石及び泥流による直接的な被害が著しい区域	今回の噴火で直接被害は受けなかったが、山麓崩壊等による泥流被害の危険性の高い区域	Aゾーンに隣接する区域で今回の噴火により噴石が及んだ区域	ゾーニングの範囲のうちA、B、Xゾーンを除く区域
区域設定の必要性と対策の概要	現在の噴火活動で噴石が飛ぶ危険性がある区域又は、泥流等による危険性が大きい区域であることから、全ての建築物を禁止する区域とし、緊急に建築物を安全な地域に移転させ、砂防施設等を整備する。	泥流など甚大な被害をもたらす恐れのある区域であることから、全ての建築物を禁止する区域とし、短期的に建築物を安全な地域に移転させ、砂防施設等を整備する。	市街地の安全性を高め、快適な市街地環境を整備するため、全ての建築物を禁止する区域とし、短～中期的に建築物を安全な地域に移転させ、市街地と防災施設との緩衝地帯として整備を図る。	将来の噴火に備え、被害をできるだけ少なくするため、短～中期的に、病院、学校、社会福祉施設などの施設の移転を進める区域とし、住宅については、安全な地域への移転を視野に入れ、その在り方を検討する。 住宅の移転にあたってはその支援策を検討する。
区域の土地利用	防災施設用地 緑地（空間的利用） 災害遺構保存地 自然公園	防災施設等用地	防災のための緩衝地帯（広場、公園など）	西工業、農業、サービス業などの事業用施設及び役場支所など特定の公的施設など

表 土地利用区域について（提供：北海道）

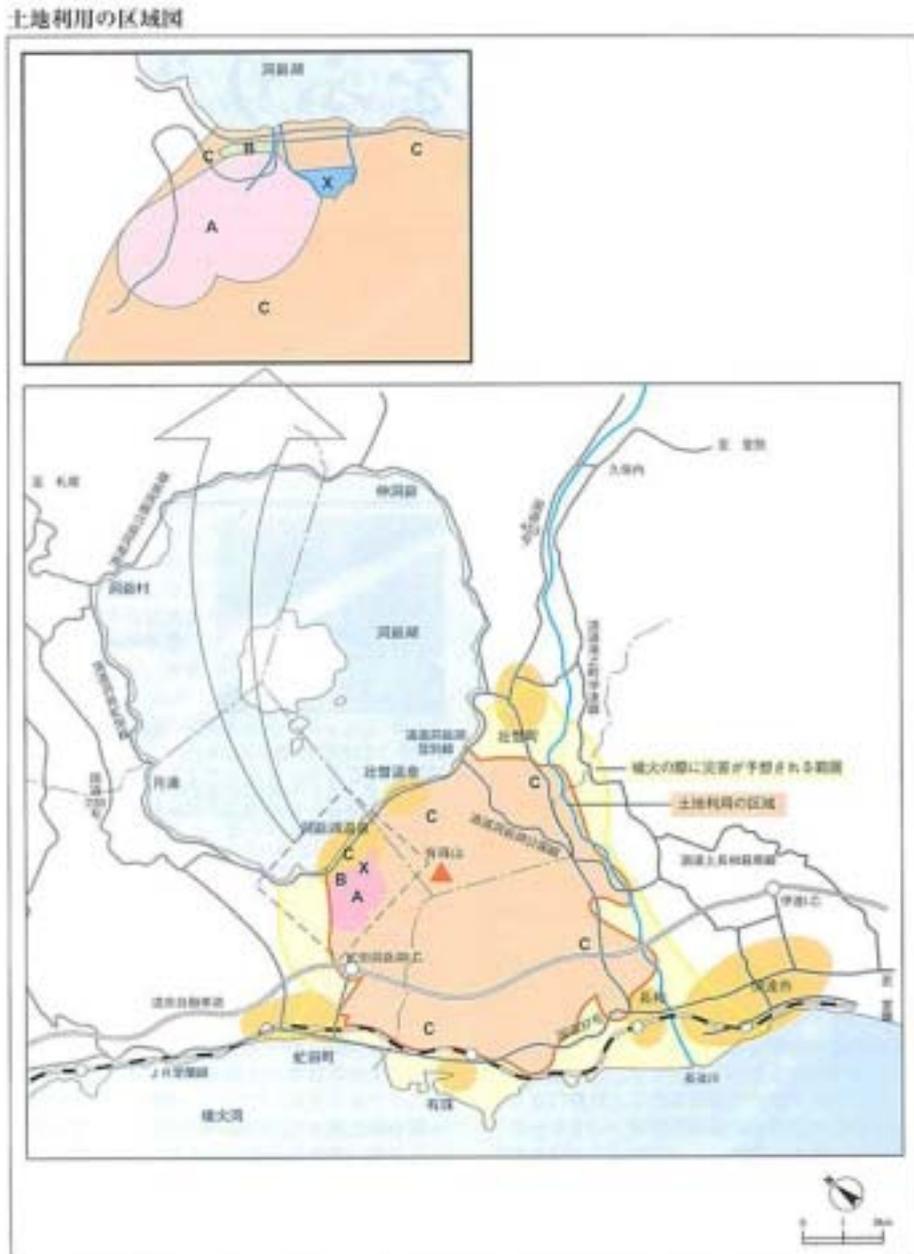


図 土地利用区域について(提供：北海道)

02. 有珠山噴火災害復興方針では、有珠山周辺を危険性に応じて区分けし、危険度の極めて高い地域は住民などに移転を求める内容となった。

その中から土地利用に関する記述を整理すると、基本理念としては、「今回の噴火によって受けた被害の回復と土石流や泥流による二次災害の防止を図るとともに、将来の噴火による被害をできるだけ少なくするよう、有珠山周辺地域における防災マップに基づく危険性に応じた土地利用区分を定め、効果的、効率的に諸施策を推進し、噴火を乗り越え、安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりを進めること」としている。また、基本

方針としては、「より安全を目指した土地利用を図り、将来の噴火による被害が最小限になるよう努める」こと、「過去の噴火から将来の噴火を想定し、災害に強い地域づくりを進める」こととしている。

さらに、基本的方向としては、「防災マップに示された災害予想区域においては、土地利用の規制などにより、できるだけ被害を少なくする対策を講じていく」こと、「土石流や泥流による災害の危難の高い区域については、緊急に防災施設の整備を図るとともに、将来の噴火による被害の軽減を図るため、災害弱者施設(学校、病院、社会福祉施設など)や住宅はより安全な地域へ移転誘導を図る」ことが必要であるとしている。[北倉公彦「有珠山噴火災害復興計画におけるCゾーン設定の経過と残された課題」『開発論集 第71号』北海学園大学開発研究所(2003/3),p.28-29]

03. 2001年3月に「2000年有珠山噴火災害復興計画基本方針」が策定された。

平成12年12月に策定した復興方針に基づき、北海道が広域な観点から復興の方向性と施策の概要を示したもので、伊達市・虻田町・壮瞥町が策定した復興計画の基本となったものである。[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.134]  
詳細内容は[『2000年有珠山噴火災害・復興記録』北海道(2003/3),p.134-160]に掲載。